

## 個人事業税の省エネ減免に関するQ&A 改訂履歴

令和6年4月1日

<主な変更点>

- ・ホームページの変更に伴い、記載を変更しました。(Q3-1、Q3-5)
- ・減免申請の対象年度や申請期限を更新しました。(Q6-3、Q8-4)
- ・提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-4)

令和5年4月1日

<主な変更点>

- ・所管局の変更に伴い、記載を訂正しました。(Q3-1、Q3-5、Q7-3、Q8-1)
- ・問合せ件数の少ないQ&Aを削除しました。(Q3-8、Q3-9)
- ・減免申請の対象年度や申請期限を更新しました。(Q6-3、Q8-4)
- ・提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-4)

令和4年4月1日

<主な変更点>

- ・減免申請の対象年度や申請期限を更新しました。(Q6-3、Q8-4)
- ・令和2年度における地球温暖化対策報告書等の提出期限の延長に関する記述を削除しました。(Q7-3)
- ・提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-4)

令和3年4月1日

<主な変更点>

- ・減免申請の対象年度や申請期限を更新しました。(Q6-3、Q8-4)
- ・令和2年度における地球温暖化対策報告書等の提出期限の延長に伴う改訂を行いました。(Q7-3)
- ・提出すべき報告書の年度等を改訂しました。(Q7-4)

令和2年4月1日

<主な変更点>

- ・省エネ減免対象期間が延長されました。(Q6-1)
- ・減免申請について、対象年度を更新しました。(Q6-3)
- ・提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-4)
- ・減免申請期限を更新しました。(Q8-4)

平成31年1月4日

<主な変更点>

- ・蛍光灯照明器具が平成31年1月4日から導入推奨機器の指定から除外されたため記載を削除しました。(Q3-6)

平成29年8月24日

<主な変更点>

- ・空調設備すべてについて、導入推奨機器として型式番号が指定されている室外機と同時に取得し当該室外機と接続されている室内機については、減免の対象としました。  
(平成29年8月24日以後申請期限の申請に限る。) (Q3-6)

平成29年4月1日

<主な変更点>

- ・対象設備に関するQAを追加しました。(Q4-8)
- ・申請手続きの添付書類に関する記載を追加しました。(Q8-1)

平成28年4月1日

<主な変更点>

- ・現地調査に係る記述を追加しました。(Q9-3)

平成27年4月1日

<主な変更点>

- ・特定地球温暖化対策事業所等に係る記述を追加しました。(Q2-1、Q2-2)
- ・適用期間を改訂しました。(Q6-1)
- ・指定「相当」事業所に係る記述を追加しました。(Q7-1)
- ・都の助成を受けた設備に関する記載を追加しました。(Q9-1)

平成26年5月30日

<主な変更点>

- ・適用期間を改訂しました。(Q6-1)

平成26年4月11日

<主な変更点>

- ・エアコンディショナーに関する記載及びQAを追加しました。(Q3-4)
- ・減免申請について、対象年度を更新しました。(Q2-2、Q6-3)
- ・提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-3)
- ・地球温暖化対策報告書等の提出に関する記載及びQAを追加しました。(Q7-5)

平成25年4月1日

<主な変更点>

- ・LED誘導灯器具に関する記載及びQAを追加しました。(Q3-5、Q3-8)

平成24年4月1日

<主な変更点>

- ・LED照明器具の付属設備について記載しました。(Q3-5)
- ・LED照明器具に係る減免の適用期間について追加しました。(Q3-7)

平成23年7月27日

<主な変更点>

- ・地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない場合として、事業所等が信託財産である場合を追加しました。(Q6-4)
- ・減免未済額がある場合の減免申請について記載しました。(Q7-2)
- ・減免未済額の減免申請を行う場合の添付資料について記載しました。(Q7-3)

平成23年5月9日

<主な変更点>

- ・特定地球温暖化対策事業所の説明を記載しました。(Q2-1)
- ・平成23年4月1日から導入推奨機器に追加された太陽熱利用システム（空気集熱式）の付属設備について記載しました。(Q3-5)
- ・地球温暖化対策報告書等の説明を記載しました。(Q6-1)
- ・地球温暖化対策報告書（任意提出）の報告書の提出期限が変更されたことに伴い、訂正しました。(Q6-2)